

○金融庁告示第 号

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第七十条の二第五項の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令第七十条の二第五項の規定に基づき親会社が外国会社である金融商品取引業者等のうち金融庁長官が指定する者が整備しなければならない業務管理体制として金融庁長官が定める業務の継続的な実施を確保するためにその親会社との間においてとるべき措置を次のように定める。

令和二年 月 日

金融庁長官 遠藤 俊英

金融商品取引業等に関する内閣府令第七十条の二第五項の規定に基づき親会社が外国会社である金融商品取引業者等のうち金融庁長官が指定する者が整備しなければならない業務管理体制として金融庁長官が定める業務の継続的な実施を確保するためにその親会社との間においてとるべき措置

（定義）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 リスク・アセットの額 次に掲げる額をいう。

イ 金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条第九項に規定する金融商品取引業者のうち、法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。第三条第二項において同じ。）であつて、ロに該当しない者にあつては、法第四十六条の六第一項に規定する保有する有価証券の価格の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として内閣府令で定めるものの合計額

ロ 子法人等（法第五十七条の二第九項に規定する子法人等をいう。第三条第二項及び第四条において同じ。）を有する特別金融商品取引業者（法第五十七条の二第二項に規定する特別金融商品取引業者をいう。第三条第二項及び第四条において同じ。）にあつては、特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年金融庁告示第百二十八号。第三条第二項及び第四条において「川下連結告示」という。）第二条の算式の分母に相当する額

二 主要子会社 金融商品取引業等に関する内閣府令第七十条の二第五項の規定に基づき金融庁長官が指定するその親会社が外国会社である金融商品取引業者等（法第三十四条に規定する金融商品取引業者等

をいう。)であつて、我が国の金融システムにおけるその業務の状況等を勘案した重要性及び当該親会社を含むグループにおける重要性に鑑み、第三条に規定する内部TLAC額の維持が必要な者として別表の第一欄に掲げる者をいう。

三 主要子会社グループ 別表の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる者をいう。

四 内部TLAC水準調整係数 別表の第二欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げる比率をいう。

(最低所要内部TLAC額の計算方法)

第二条 主要子会社が整備しなければならない業務管理体制として定める業務の継続的な実施を確保するため、その親会社(法第五十七条の二第八項に規定する親会社をいう。次条第三項第一号において同じ。)との間においてとるべき措置は、その主要子会社グループに係る内部総損失吸収力及び資本再構築力(次条及び第四条において「内部TLAC額」という。)を、次の算式により算出された額(第四条において「最低所要内部TLAC額」という。)以上とすることとする。

$$(\text{当該主要子会社グループに係るリスク・アセットの額}) \times (\text{当該主要子会社の最低所要自己資本規制})$$

比率) × P × (当該主要子会社に係る内部T L A C水準調整係数)

(注)

最低所要自己資本規制比率は、120パーセント

Pは、別表の第二欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる値

(内部T L A Cの額)

第三条 主要子会社に係る前条に規定する内部T L A C額は、次に掲げる額の合計額から、当該主要子会社の実質破綻認定時（第三項第三号に規定する主要子会社の実質破綻認定時をいう。）における総損失吸収力及び資本再構築力を実質的に減殺するものの額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）をいう。

一 内部T L A C適格資本の額

二 その他内部T L A C調達手段の額

2 前項第一号に掲げる内部T L A C適格資本の額は、当該主要子会社の内部T L A C適格資本（当該主要子会社が第一条第一号ロに該当しない金融商品取引業者にあつては法第四十六条の六第一項に規定する資

本金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額の合計額から固定資産その他の内閣府令で定めるものの額の合計額を控除した額の合計額に相当するものをいい、子法人等を有する特別金融商品取引業者にあつては川下連結告示第二条の算式の分子の額を構成するものに相当するものをいう。ただし、負債形式であるものについては、次項各号（第二号、第四号、第五号及び第九号を除く。）に掲げる要件の全てを満たすものに限る。次項において同じ。）の額の合計額とする。

3 第一項第二号の「その他内部TLAC調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たすもの（内部TLAC適格資本及び除外債務に該当するものを除く。）をいう。

一 主要子会社（以下この項において「発行者」という。）により現に発行され、当該発行者の親会社が直接又はその子会社（法第二十九条の四第四項に規定する子会社をいう。）を通じて間接に取得していること。

二 残余財産の分配又は倒産処理手続における債務の弁済若しくは内容の変更について、発行者の除外債務に対して劣後的内容を有するものであること。

三 元本の削減若しくは普通株式への転換（以下この号において「元本の削減等」という。）又は公的機

関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ発行者が存続できないと認められる場合において、元本の削減等による健全性の回復に係る措置が講ぜられる必要があると認められるとき（第五号において「主要子会社の実質破綻認定時」という。）には、元本の削減等が行われる旨の特約が定められていること。

四 担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の同順位のその他内部T L A C調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。

五 主要子会社の実質破綻認定時には、発行者に対する当該その他内部T L A C調達手段に係る支払請求権を自働債権とする保有者による相殺が禁止される旨の特約が定められていること。

六 ステップ・アップ金利等（最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十号）第六条第四項第四号に規定するステップ・アップ金利等をいう。）に係る特約その他の償還等（償還期限が定められていないものの償還又は償還期限が定められて

いるものの期限前償還をいう。第八号及び第九号において同じ。）を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

七 償還期限が定められている場合には、当該償還期限までの期間が一年以上であること。

八 保有者による償還等又は買戻し（発行者による買戻しをいう。以下この項において同じ。）に係る請求権に関する特約がある場合には、当該請求権の行使期間の初日が明確に定められており、かつ、当該初日までの期間が一年以上であること。

九 償還等又は買戻しを行う場合には、発行後一年を経過した日以後（発行の目的に照らして償還等又は買戻しを行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあっては、発行後）に発行者の任意によるときに限り償還等又は買戻しを行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 償還等又は買戻しに際し、償還期限が定められている場合において当該償還期限までの期間が一年以上のときを除き、内部総損失吸収力及び資本再構築力の充実について、あらかじめ金融庁長官の承認を受けるものとなっていること。

ロ 償還等又は買戻しについて期待を生じさせる行為を発行者が行っていないこと。

ハ その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

- (1) 償還等又は買戻しが行われる場合には、発行者の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該償還等又は買戻しのための内部総損失吸収力及び資本再構築力の調達（当該償還等又は買戻しが行われるものと同等以上の質が確保されるものに限る。）が当該償還等又は買戻しの時以前に行われること。

- (2) 償還等又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の内部T L A C額を維持することが見込まれること。

十 日本法を準拠法とすること。

十一 取得に必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。

4 前項の「除外債務」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- 一 支払対象一般預金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第五十四条第一項に規定する支払対象一般預金等をいう。）及び支払対象決済用預金（同法第五十四条の二第一項に規定する支払対象決

済用預金をいう。)に係る債務

二 預金等（預金保険法第二条第二項に規定する預金等をいう。次号において同じ。）のうち、その預金者がその払戻しをいつでも請求することができるものに係る債務

三 預金等のうち、満期の定めがあり、かつ、当初の満期が一年未満のものに係る債務

四 デリバティブ取引（法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。）に係る債務又はこれに類する債務

五 契約以外の原因で生じた債務

六 主要子会社グループの業務運営に不可欠な契約に基づく債務その他我が国の金融システム上重要と認められる債務

七 担保権によって担保される債権に係る債務（当該担保権によって担保される部分に限る。）

八 主要子会社に破産手続開始の決定がされたとすれば破産法（平成十六年法律第七十五号）第二条第七項に規定する財団債権又は同法第九十八条に規定する優先的破産債権となるべき債権に係る債務（前各号に掲げるものを除く。）

(連結の範囲)

第四条 主要子会社が子法人等を有する特別金融商品取引業者である場合には、当該主要子会社に係る内部T L A C 額及び最低所要内部T L A C 額は、川下連結告示第三条各項の規定により当該主要子会社が作成する連結財務諸表に基づいて算出するものとする。ただし、関連する主要子会社グループに含まれない子会社等(金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第十五条の十六の二第二項に規定する子会社等)をいう。別表において同じ。)については、連結の範囲に含めないものとする。

1 川下連結告示第四条の規定は、主要子会社が子法人等を有する特別金融商品取引業者である場合の当該主要子会社に係る内部T L A C 額及び最低所要内部T L A C 額の算出について準用する。この場合において、同条第一項中「前条第三項の規定にかかわらず、第二条の算式」とあるのはそれぞれ「金融商品取引業等に関する内閣府令第七十条の二第五項の規定に基づき親会社が外国会社である金融商品取引業者等のうち金融庁長官が指定する者が整備しなければならない業務管理体制として金融庁長官が定める業務の継続的な実施を確保するためにその親会社との間においてとるべき措置(令和二年金融庁告示第 号)第三条の規定」又は「金融商品取引業等に関する内閣府令第七十条の二第五項の規定に基づき親会社が外

国会社である金融商品取引業者等のうち金融庁長官が指定する者が整備しなければならない業務管理体制として金融庁長官が定める業務の継続的な実施を確保するためにその親会社との間においてとるべき措置（令和二年金融庁告示第 号）第二条の算式」と、「連結自己資本規制比率」とあるのはそれぞれ「内部TLAC額（同告示第二条に規定する内部TLAC額をいう。次項において同じ。）」又は「最低所要内部TLAC額（同告示第二条に規定する最低所要内部TLAC額をいう。次項において同じ。）」と、同条第二項中「連結自己資本規制比率」とあるのはそれぞれ「内部TLAC額」又は「最低所要内部TLAC額」と読み替えるものとする。

附 則

この告示は、令和二年三月三十一日から適用する。

（別表）

項	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一	ゴールドマン・サックス証 (主要子会社)	ゴールドマン・サックス証券株 (主要子会社グループ)	令和二年三月三 (P)	九十パーセント (内部TLAC水準調整係数)

二			
F G 証券株式会社		券株式会社	
モルガン・スタンレー M U		式会社及びその子会社等	
証券株式会社及びその子会社等			
モルガン・スタンレー M U F G		十一日以降令和	
十一日以降令和		四年三月三十一	
四年三月三十一		日までに、令和	
日までに、令和		四年三月三十一	
四年三月三十一		日以降二・二五	
日以降二・二五			
九十パーセント			